

正副会長の活動状況

会務報告

日本弁理士会副会長 吉井 剛

1 副会長を約10カ月務め、残り約2カ月となりました。

毎週の役員会及びその準備で結構ハードです。特に私が担当する会員問題は事前に読まなければならない資料が多く、時間をかなり取られますが、事務方のおかげで私の会員問題の処理は本来かかる時間の半分で済んでいます。

また、役員室での事務方の事務処理も私が想像した以上にスピーディー且つ丁寧で「見事」という他ありません。

私も事務所を経営している身、何人もの事務員を使ってきましたが、本会の事務方には頭が下がります。誰がどのように事務方を指導教育したのか知りたいものです。

2 私の担当は、以下のとおりです。

北海道支部、北陸支部、選挙管理委員会、綱紀委員会、不服審議委員会、審査委員会、紛議調停委員会、コンプライアンス委員会、登録審査会、意匠委員会、意匠法改正検討ワーキンググループ、継続研修未受講者処分検討委員会、会員サービス向上ワーキンググループ。

今回は、その中の2つだけ会務報告させていただきます。それ以外は、常に開催される訳ではありませんので省略させていただきました。

(1) 意匠第1委員会、意匠第2委員会及び意匠法改正検討ワーキンググループ

所謂、実務(専門)委員会であり、本年度はやる事が多く、杉本執行理事とともに頑張っています。

特に、数年後に行なわれるであろう意匠法改正に向けての活動が徐々に加速しております。

現在、本会として改正を望む項目の抽出がある程度終わり、あとはこれをベースに、種々議論し、

本会の改正希望項目を確定させます。

また、昨年末、意匠法改正検討ワーキンググループを組織しました。意匠委員会以外のメンバーや、地方会員からも参加して頂き、活発に議論をさせて頂いております。なお、意匠法改正に関する産構審も始まり、いよいよ意匠法改正検討ワーキンググループの出番です。

(2) 継続研修未受講者処分検討委員会

ご存知のとおり、継続研修未受講者をどのように扱うかということを検討している委員会です。和田執行理事と一緒に委員会内で種々検討し、更に、特許庁との会合を重ね、ようやく、新処分スキームが確定し、昨年末の臨時総会において皆様からご承認を頂きました。

以下、簡単にご説明致します。

a 現在の処分スキーム

現在、未受講者は、通常の規則違反(弁理士法に定められた継続研修義務違反)ということで、継続研修未受講者処分検討委員会・綱紀委員会・審査委員会を経て処分されています。現実には、Aグループで「戒告処分」を受けた会員が約10名程度おります。

しかし、現在の処分スキームには種々の問題がありました。その問題を1つだけ挙げれば次のとおりです。

「綱紀委員会に送達されたら、会則第54条により、弁理士登録を抹消出来ないため(弁理士を辞めることが出来ないため)、抹消手続きが遅れると、処分を受けざるを得なかった。」

b 新処分スキーム(本年4月1日施行)

そこで、新たに継続研修未受講者処分検討委員会・綱紀委員会・審査委員会の代わりとなる継続研修履修状況管理委員会を作り、この委員

会と役員会とで未受講者の処分を決定するという新処分スキームを作りました。

これにより、現在の処分スキームの上記を含む種々の問題が解決され、更に、会員をこれまで以上に保護出来ることになりました。

ただ、上記現在の処分スキームにしても、また

新処分スキームにしても、処分手続きには委員及び事務方が相当に動くことになり、そのためのコストは相当なものであることをご理解頂き、未受講者とならないよう、是非継続研修を期限までに受講下さるようお願い致します。

以上

<無料知的財産相談会>

特許、実用新案、意匠、商標の出願に関する事柄のほか、訴訟、調査、外国での特許取得、著作権、輸入差止などに関する事柄について、弁理士が無料で相談に応じます。日本弁理士会関東支部にて予約受付しますので、お電話にて予約をお願いします。

- 会場： たましん事業支援センター
(Winセンター)
立川市曙町2-8-18
東京建物ファール立川ビル1階
- 対象： 一般、中小企業関係者、学生
- 主催： 日本弁理士会関東支部 多摩信用金庫
- 費用： 無料
- 開催日時：



開催日	時間
2012年 2月21日 (火)	13時～15時
2012年 3月13日 (火)	13時～15時

- お問合せ先 (予約)：日本弁理士会関東支部
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-4-2
TEL：03-3519-2751 FAX：03-3581-7420 <http://www.jpaa-kanto.jp>
E-MAIL:info-kanto@jpaa.or.jp